

不確実性の高い時代における意思決定力のある国際市民の 育成をめざす社会科授業の開発研究

—法や政治制度とのかかわりに着目して—

森 清成 柳生 大輔 渡邊 大貴 永田 忠道 渡邊 巧

Abstract: The purpose of this study is to develop social studies lessons that aim to cultivate global citizens and to verify their effectiveness. Taking advantage of the integrated education system between elementary and junior high schools, we developed lessons that aim to cultivate global citizenship in each school type. The systematic nature of the practice was investigated.

1. はじめに

世界中でのコロナ禍や各地での自然災害などの未曾有の大惨事やロシアによるウクライナ侵攻などの世界情勢の急変が私たちの生活を脅かしている。このように不確実性が高い時代に必要な力は、素早い情報収集と正確な整理分析、そして迅速で的確な選択・判断を基にした意思決定力である。また、2022年4月より、日本における成年年齢が18歳に引き下げられた。義務教育段階において、一層、意思決定力を高めなければならない状況におかれている。このような社会情勢を受けて、国際的視野に立って日本の置かれている状況を俯瞰的に把握し、その上で、意思決定を行い、主体的に政治にかかわることができる「国際市民」の素地を初等、中等社会科において育てていく必要がある。国際市民には、立法や行政や司法などの権力機構が行う意思決定を批判的・合理的に捉えながら、主体的に選択・判断して行動できることが求められるため、授業開発に際しては、法や政治制度とのかかわりに着目する。

2. 研究の目的・方法

本研究の目的は、国際的視野に立った意思決定のできる国際市民の育成をめざす社会科授業を開発・実践し、その効果を検証することにある。附属三原学校園社会科部では、小学校・中学校の一貫教育の強みを生かして、各校種において意思決定力のある国際市民の育成をめざす

授業づくりに取り組み、実践の系統性を探った。

その際、「国際市民」の定義をグローバル・リーダーシップ教育¹⁾の枠組みに注目して、「リーダーシップの基礎理解」、「倫理性・市民性」「自己理解」「専門知識・スキル」の4つを兼ね備えた姿を目指すこととする。表1は、その内容を整理したものである。

表1 グローバル・リーダーシップ教育の枠組み

リーダーシップの基礎理解	・自分とグローバル・リーダーシップは関係があり、グローバル・リーダーシップは全ての人が持つべき資質・能力であることの理解
倫理性・市民性	・手段を選ばず自分自身の利益だけを追求する姿勢ではなく、世界の進展に貢献できる姿勢
自己理解	・自分の性格や能力に適しているものを判断・選択すること
専門知識・スキル	・グローバル・リーダーシップを発揮する領域における専門知識や、論理的思考力等のこと ・集団活動の中で、必要とする協調性や国際的なコミュニケーション能力等の資質・能力

本研究では、初等・中等社会科における「国際市民」の育成を目指し、特に「倫理性・市民性」を取り上げ、法や政治制度についてのかかわりに着目した授業開発を行った。さらに、授業実践について整理し、模擬裁判の実践を事例として取り上げ分析を行うこととする。

Kiyonari Mori, Daisuke Yagyū, Hiroki Watanabe, Tadamichi Nagata, Takumi Watanabe
Development of Social Studies Lessons Aimed at Cultivating Global Citizens with Decision Making Skills in an Age of High Uncertainty

3. 授業実践の整理

本研究において、本学校園の3名の社会科教員が「法と政治制度」に着目して授業実践を行った。その実践した単元を整理すると以下の表2のようになる。

表2 「法と政治制度」に着目した授業実践単元

学年	単元名（実践年）
第3学年	・「三原だるまと町づくり」（2022） ・「選挙ってなぜ行うの？－はじめでの自伸会選挙－」（2023）
第6学年	・「模擬裁判を通して裁判員制度と考える」（2022） ・「模擬投票をしよう－参議院選挙2022－」（2022） ・「模擬裁判を通して意思決定を考える－多数決の本質とは－」（2023） ・「市議会議員さんに話を聞こう－合意形成ってどのようにするの？－」（2023）
第9学年 （中学校 3年生）	・「模擬裁判をしよう」（2020） ・「模擬裁判をしよう－新聞記事から見る裁判－」（2022）

第3学年については、「地域資源を活用した町づくり」に着目し、市政がどのように社会的物事・事象を取り上げ、地域人材・特産品を活用した町づくりを行っているかについて学ぶ授業を開発した。さらに、本校の児童会である「自伸会」の選挙に初めて参加する3年生にとって、政治制度に触れる機会となるため、「なぜ選挙を行うのか」という問いから、民主主義の仕組みに触れ、自分たちがよりよい学校を創っていく構成員の一人であることがわかる授業を開発・実践した。

第6学年については、身近に起きそうな架空の事例を弁護士（ゲストティーチャー）とともに作成し模擬裁判を行った（実践事例として後述）。さらに、身近な市議会についても取り扱い、社会のしくみ・ルールを創っていく議会の現状について市議会議員から聞く機会をつくった。

第9学年についても、模擬裁判を行った。特に実際の裁判事例を取り扱い、新聞記事を教材として扱うことによって、「倫理性・市民性」の高まりが見られた（実践事例として後述）。

このように、法や政治制度を取り上げた授業

開発を各学年に応じて行い整理することによって、「国際市民」の育成に期待できる3つの効果が明らかになってきた。1つ目は、社会科導入期である第3学年においては、特に身近な学校のルールやしくみを題材にして、授業開発をすることの効果。2つ目は、法教育²⁾に重点をおいた授業を行なうことの効果。3つ目は、「模擬裁判」を系統的に行うことによるリーガルマインド³⁾育成の効果。これらの3つのうち、本稿においては、法教育において育成すべき資質・能力（表3）に着目して、実践を整理分析したい。

表3 法教育において育成する資質・能力

資質・能力 ①	公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力
資質・能力 ②	自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力
資質・能力 ③	多様な意見を調整し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力
資質・能力 ④	自尊感情及び他者に対する共感

4. 授業の実際

本稿では、(1)合意形成の方法原理のひとつである「多数決」の限界性に着目した小学校第6学年の「模擬裁判を通して意思決定を考える－多数決の本質とは－」と(2)「正義」や「公平・公正」の概念を作る基盤となるリーガルマインドを育てる中学校第3学年「模擬裁判とNIE」の2つの単元を報告するとともに、小学校と中学校における法教育について提案する。

(1) 小学校第6学年「模擬裁判を通して意思決定を考える－多数決の本質とは－」

①単元について

多数決は、一般的に、民主主義の象徴として至る所で用いられる意思決定の一つであるが、集団の意思決定の一つの方式であって、成員の多数の意見をその集団の意思とみなすことをいう。しかし、多数決は、集団の意思決定の歪みが伴うことや圧政の手段となりうることがある。⁴⁾多数決の限界性を考えず、多数の意見によって意思決定される世の中の風潮が、個人の意思決定を脆弱にしていることが危惧される。

そこで、個人の意思決定にこだわる子供の姿を見出したいと考え、模擬裁判について取り扱う授業を構成した。その際、裁判員裁判の形式で行った。裁判員裁判において、判決の際に評議を尽くしても全員の意見が一致しない場合、多数決によって判決することになる。成人（18歳以上）の中から無作為に抽選された一般市民である6名の裁判員は、一人ひとりが裁判官と同じ1票を持つが、裁判官（3名）と裁判員（6名）の双方の意見を含む過半数で判決が下ることになる。このような性質をもつ「多数決」を他人の人生を左右する裁判において取り入れるべきかを問うことや、正しい判決とは何かを考えたりすることを通して、意思決定のあり方について熟慮するきっかけになると考え実践を行った。

②単元の概要

ア 単元の目標

模擬裁判を行うことを通して、裁判の仕組みや裁判員制度について知るとともに、裁判員裁判における多数決での判決について正当性が保証できるか考えることを通して、「多数決の限界」について知り、集団の意思決定の在り方について考え話し合い、多角的に物事を見ることの大切気付くことができるようにする。

イ 単元の計画

- 第1次 日本の裁判の仕組みや裁判員制度について知ろう。（5時間）
- 第2次 模擬裁判をしよう。（2時間）
- 第3次 判決の正しさについて考えよう。（2時間）

③実践事例（令和5年度実施）の内容

場の設定として図1のように設定した。裁判所を3つ設けて、それぞれの判決の違いについても考えられるようにした。役割としては、裁

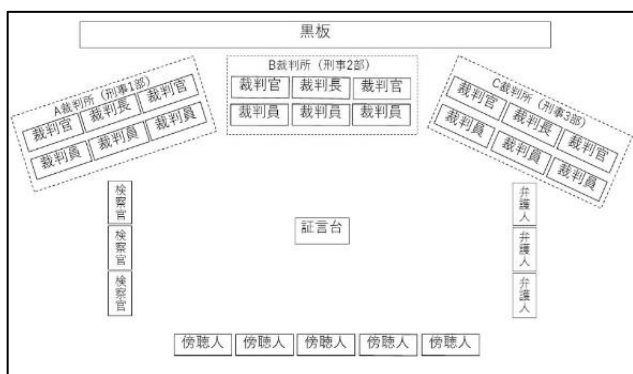


図1 場の設定

判長（1名）、裁判官（2名）、裁判員（3名）を1つの裁判所とした。また、弁護士（3名）、検察官（3名）の役割を設定し、残りは傍聴人として最後に全体を見た感想を聞くこととした。それぞれの役割に応じて（弁護士とともに事例も含めて作成した）台本を読んだ。最初は、その台本を読み上げるだけの流れとなっていたが、証人尋問や被告人質問の具体的な内容が明らかになっていくにつれて、話の辻褄が合わなかったり、自分の考え方と違っていたりする証言があったときに、子供たちは鋭い質問をしたり、それぞれの裁判所で意見を出し議論をしたりしながら、正しい判決を下すためには多角的なものごとをみることが大切だと気付いた。

模擬裁判を行った後の子供の振り返り（当日26人の振り返りが集まったが、今回は紙幅の関係で12名）を紹介する（表4）。

表4で、紹介した12名は、判決によって、「一人の人生を左右すること」の重大性について気付いている子供【下線部（波線）】と多角的に物事をみて判断することの大切気付いている子供【下線部（直線）】を抽出した。

表4 模擬裁判における子供の判決と振り返り

子供	判決	振り返り
A 児 弁護士	無罪・刑罰なし	どくとくのふんいきでおこなわれていて、なにかふしぎなかんじがした。 <u>かんたんでちいさいさいばんでもその人の人生がかわるかもしれないからがんばった。</u>
B 児 弁護士	無罪・刑罰なし	<u>裁判で大切なのは、「なにがじじつか」をつきとめる事かもしれない。</u> じじつをつきとめるのはとても楽しい。 <u>意見のぶつかりが面白い。</u>
C 児 検察官	傷害罪・執行猶予付き懲役刑1年	模擬裁判を見て、弁護人の方は、はきはきとしゃべっていてよかったし、ぼくは、検察官側だったけれど、検察官の方で協力できたからよかった。この裁判で、 <u>一人の命や信頼がなくなってしまうということがわかり、とても難しいことなんだと</u>

		思った。 とてもおもしろくて難しかったから、もう一度やってほしいし、今度はちがう場所でやりたい。
D 児 検 察 官	傷害罪・ 懲役刑1 年	みんな真剣にがんばっていたし、実際の裁判はもっと難しいのだなと改めて、思い知らされました。何を聞いたら、自分に有利になるか、何を聞いたら何と答えるかなど考えて話そうとすると頭がおかしくなりそうでした。難しかったけれど、楽しかったです。これから、 <u>相手の気持ちや行動を考えて、話し、行動する(こと)につなげていきたい</u> と思います。
E 児 裁 判 員	過失傷 害罪・執 行猶予 付きの 罰金刑	はじめて裁判をしたけど、 <u>いろんな立場から物事を見れてよかったです。この裁判を通して、やっぱり相手を思いやる気持ちは大切だなと思いました。</u> とても楽しかったです。
J 児 裁 判 員	過失傷 害罪・執 行猶予 付きの 罰金刑5 万円	けっこう質問している人がいて、すごいなと思いました。私も質問したらよかったです。 <u>人のことを考えたり、被害者のことを思ったりするとばつを考えるのがむずかしかった</u> ですが、いい学びになりました。
M 児 裁 判 官	過失傷 害罪・執 行猶予 付きの 罰金刑 12万円	<u>裁判で大切なことは、自分の考えを言うことや被告人、被害者の意見を聞いて、判決を下すことだ</u> と思った。それぞれ、みんなの意見が聞けてよかった。
Q 児 裁 判 官	過失傷 害罪・執 行猶予 付きの 罰金刑1 万円	<u>罪をおかした人にも、罪をおかした理由があるし、裁判ってすごくむずかしい</u> と思いました。

S 児 裁 判 員	過失傷 害罪・執 行猶予 付きの 罰金刑5 万円	具体的な裁判の流れについて学べたり、またすぐにおこるのではなく、 <u>相手の気持ちを考えたり、すぐに物をかえすなどのくふうをして、相手の気持ちを理解する事がとても大切だ</u> と思いました。
V 児 裁 判 員	刑の執 行猶予・ 執行猶 予付き の罰金 刑	裁判は、 <u>裁判官と裁判員の決めたことで、一人一人の人生を決めるということ。</u> とても決めず(づ)らい。
Y 児 裁 判 官	過失傷 害罪・執 行猶予 付きの 罰金刑 3万円	模擬裁判を行い、私は、裁判はとてもむずかしいと思いました。私は裁判長をしたのですが、 <u>どちらの考えも相手が変わる</u> といっていて、とてもむずかしかったです。ですが、 <u>りょう方とも変わる</u> ところがあるので、 <u>それを裁判にして罪を決めるのが裁判長のすることだ</u> と思うと改めてすごいと思いました。
Z 児 裁 判 員	横領罪 (被害 者に罪 がある と判断)	<u>人の命をどうするかを決めることもあるこの時間で人とのかわりかたをどうするか</u> わかった。

それぞれの判決を見ていくと、立場によって自分の考える最終的な判決が大きく左右されるということがわかる。特に、弁護人は「無罪・刑罰なし」であるのに対して、検察官は「傷害罪・懲役1年」となっている。

このように、同じ事例の同じ証言を聞いた子供たちが立場によって意見が変わってしまう現実や、弁護士のゲストティーチャーから「大人になっていくと、正解のあるものは少なくなっていく。自分が正しいと思うことを見つけられるように頑張ってください」と最後にメッセージをもらった。

そこで、単元のまとめとして、判決の正しさについて考える時間をとった。特に、S児とV

児と P 児（模擬裁判の振り返りでは、ゲストティーチャーへの感謝の記述と模擬裁判が楽しかったという記述しか書いていないため、表 4 には記載していない）の考えを紹介する。

S 児

私はできるだけ自分の意見を言うことだと思っています。もしも「私はこう思う」ということを言ったら、「私もそう思ってた！」や「たしかにそっちの方がいいかもね・・・」などの声もあがると思います。それだったら不満も少しずつへって行くのではないのでしょうか。また、自分の決めた道を周りにめいわくをかけずにいくことも大切だと思います。でもめいわくをかけないことはむずかしいです。どこで相手をふかいな思いをさせてしまっているかもわかりません。でも、自分の道にすすむことで知らないうちに相手を笑顔にしていたり、知らないうちにたすけていたり、できていたら、それは、正しく、正義とも言えると思います。

V 児

私は、正しさは人それぞれだと思います。その理由は、「礼儀が正しいから私は正しい！！」という人もいます。礼儀が正しくなくてもそれは普通。こんな人は「正しい」なんてことじゃない。世の中そんなに甘くない」という人もいます。一人一人価値観が違います。A 君にとっての“正しい”はちゃんとあいさつができ、近所付き合いが良いことを正しいと思うかもしれません。しかし、B 君にとっての“正しい”は、あまり近所付き合いはせず、信頼できる人とだけしっかりと関わることが正しいと思っているかもしれません。なので、一人一人の正しいで良いと思いますが、ただ、一人一人の違う正しいで生きていくと「かみ合わない」ことが多くなります。

だから、そのために「日本国憲法」があるのだと思います。「日本国憲法」を変えるためには、衆議院と参議院議員の 3 分の 2 以上、必ず投票と国民の過半数以上の投票が必要だから、とても大切な私たちのルールの基盤となるものだと思います。

P 児 「正義とは？」

正義は人それぞれちがうけれど、みんないっしょの正義はある。例えば、法律で決められているような「殺人をしてはいけない」や「人の物をぬすんではいけない」などの、人のためや地球のためにならない事はしてはいけない。でも、虫などの生物を殺すことはある。例えば、虫が増えすぎると困るから殺すという人がいたり、虫がかわいそうだからといって何もしない人がいたりする。このように正義は人それぞれによって違う正義が複数ある。だからこそ、共通認識をもつことやそれぞれの正義を認め合って生きていかないといけないと思う。

S 児は、自分の正義をもつことは、自分の意見を伝えることであり、その上で相手のことを考え、助けることが正義となっていくという「自分の考えと相手の考えのすり合わせ」が必要だと振り返っている。また、V 児と P 児については、共通認識が必要であり、それが憲法であり、法律であり、ルール・きまりであると振り返っている。

④成果と課題

〈成果〉

ア 公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力がつく授業内容であったことが子供の振り返りからわかる。特に、「人の気持ちを考えること」「いろいろな立場から考えること」についての振り返りが多く、学級全体で共有することができた。

イ 自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢が身に付いたことも成果である。

〈課題〉

ア 多様な意見を調整し、合意を形成したり、公平な第三者として判断を行ったりすることについては、難しさがあった。周りの意見に流されたり、自分の意見を押し通したりするなど、よりよい合意形成をしていくことが課題として挙げられる。

イ 他者に対する共感について、裁判の事例をなるべく身近に起こるような物の貸し借りによるトラブルからの暴力行為を取り上げたが、共感しづらい内容もあった。この点については、実際の事例をもとにしながら、より、共感しやすくする必要がある。

(2) 中学校第3学年「模擬裁判とNIE」

① 単元について

不確実性の高い時代においては、既存の知識だけで、目の前の社会事象や今後起こりうる社会事象を捉えることは難しい。このような混沌とした社会の中で、私たちは、より根本に立ち戻って思考することが求められる。その際に、必ず「正義」の問題や「公平・公正」をどのように考えるのかという問題が生じる。だからこそ求められるのがリーガルマインドである。法教育は、法的価値や法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、学習指導要領においても明確に位置付けられている。本実践はその一環として、模擬裁判とNIEを関連させた授業を通してリーガルマインドの育成を目指すものである。

② 授業実践について

過去の実践のうち、継続性のある実施年度である令和2年度と令和4年度の実践を対象に比較検証したものを報告する。

表5 学習過程

令和2年度実施 (現高校3年)	令和4年度実施 (現高校1年)	指導書における 学習過程
① 裁判のしくみと働き その1	① 裁判のしくみと働き その1	① 裁判の仕組みと働き
② 裁判のしくみと働き その2	② 裁判のしくみと働き その2	② 裁判の種類と人権
③ 模擬裁判実施	③ 模擬裁判実施	③ 裁判員制度と司法制度改革
④ 話し合いとまとめ	④ 話し合い ⑤ 新聞を活用した学習とまとめ	④ [公民にチャレンジ] 模擬裁判をやってみよう

* ③・⑤の授業準備としては、③は既存のものを使用、⑤は新聞記事を切り抜き、読んで理解し、発問を考え、アンケートフォームを作成することなどである。

③ 実践事例（令和4年度実施）の内容

ア 単元の目標

司法制度に関心を持ち、国民の司法参加の意義や裁判のしくみを理解し、司法に関する諸課題を意欲的に考えられるようにする。

イ 評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に関わる態度
法の役割や裁判所の働き、三審制の仕組み、司法権の独立の意義、裁判の手続き、法曹三者の役割について理解している。司法制度改革と裁判員制度について理解し、国民の司法参加の意義に気付いている。	裁判をめぐる諸課題について、多様な資料を的確に読み取って、必要な情報を取り出した。争点を整理したりするなど、多面的・多角的に考察し、公正に判断するとともに、その過程や結果を適切に表現している。	将来自分も裁判員に選ばれる可能性があると気づき、裁判員制度に関心をもっている。また、模擬裁判に関心をもち、学習活動に意欲的に参加している。

ウ 授業の流れ（上記学習過程を参照）

①・②は、司法に関する基本事項の学習。
③ 模擬裁判の実施（裁判員制度の説明後実施、既存の教材 ⁵⁾ を活用）。その後、個人で判決を考える。
④ 個人で考えた判決をもとに班で交流。班の意見を全体交流。
⑤ 新聞を活用し、具体的事例（1人2事例）をもとに問題の所在を確認し、自分の考えを整理し、現状の対応（警察・検察）と自分の考えを比較・検討する。次に、自分の取り上げた記事（1事例）について班で交流。いくつかの事例については全体で共有。最後に、学習のまとめをGoogleフォームで実施（授業時間内で終わらなかった者は家で打ち込むよう指示）

エ 新聞を活用する意義

・日本や世界の出来事を知り、自分の考えを広げていく手助けの手段になる。
・SNSからの情報は、自分が好きな分野に偏った、せまい世界の中だけの学びになりがち。
・新聞の情報は十二分に深く、思いも寄らない発見に出会える。
・読むと分かるという経験を積むことは、子供の知識欲や好奇心を引き出す。
・将来的に、自ら題材を選び、調べることができる。
・新聞を読み、考えるという経験の積み重ねは、 <u>思考力を養うことにつながる⁶⁾</u> 。

⇒事例（実際に社会で起こったこと）は、模擬裁判で学習した事実認定や要件の該当性のあり方について、再度生徒自身が自分の力で思考する機会を与えてくれる利点がある。

新聞の情報発信は、社会に必要な情報を選択して様々な側面から事実を提示する。社会で暮らしていく上でみんなが共有すべき基礎的な情報である⁷⁾。

才活用した新聞記事（A～Hの8つ。紙幅の関係上B・C・D・Hは省略。）⁸⁾

どの新聞記事も犯罪被害者の実態を浮き彫りにし、私たちが普段気づきにくい問題の所在を分かりやすく記述している。また、中学生でも十分読解できるものである。

A 2023年1月24日付 産経新聞 特集記事『再考 犯罪被害者』より **テーマ「危険運転問われる意義①」**
（図1）大見出し：時速194キロ危険運転ではないの
中見出し：遺族が動かした異例の訴因変更 小見出し：
「故意」認定に高い壁

【関連する法律】

高速度走行（自動車運転処罰法2条2号）その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

【事案】令和3年2月9日午後11時ごろ、大分市内の県道交差点。右折する車に、対向車線を直進してきた1台の乗用車が衝突した。いわゆる「右折事故」右折車を運転していた会社員、小柳憲さん＝当時（50）＝がこの事故で死亡した。衝突直前の直進車の走行速度は時速194キロ。法定速度（60キロ）の3倍を超えていた。

【経過】

・直進車を運転していた当時19歳の元少年は調べに「何キロ出るか試したかった」と供述。

・大分県警は、自動車運転処罰法が定める危険運転致死罪の適用要件である「制御困難な高速度」に当たると判断。事故から2ヶ月後に元少年を同容疑で書類送検。

・大分地検は翌年7月、過失運転致死罪で元少年を在宅起訴。遺族には「直線道路で走行を制御できていた」などと説明し、「制御困難」に当たらないとの見解を示した。

・11月、地検と県警が当時の事故状況を再現する補充捜査を実施。

・わずか2週間後の12月1日には地検が危険運転致死罪への訴因変更を大分地裁に請求し、同月20日に認められた。

・事故は今後、裁判員裁判で審理される。

【記事内の問い】

・一般道を時速194キロで走るのが危険運転でないなら、一体どんな運転が危険運転になるのか。

・危険運転致死傷罪は生命の尊厳を守るために創設されたはずなのに、こんな理不尽なことがあっていいのか。

・市民感覚と司法判断がここまで乖離するのはなぜか。（それは同罪が不注意を罰する過失犯ではなく、故意犯であるところに大きな要因がある。）

E 2022年7月2日付 産経新聞 特集記事『再考 犯罪被害者』より

【事案】今井浩弥さんは平成9年11月1日の夜、兵庫県西宮市の路上を友人と帰る途中、見ず知らずの当時の30代の男に腕をつかまれ、シャッターに何度も頭を強く打ちつけられた。病院に搬送後、頭蓋骨骨折や急性硬膜下血腫などと診断され、昏睡状態が続いた。約50日後に意識が戻ったが、浩弥さんは「記憶が抜け落ち、気が付いたら病室だった。犯人の写真を刑事さんに見せられたが、どこか人ごとのように感じた」と振り返る。

F 2022年7月5日付 産経新聞 特集記事『再考 犯罪被害者』より

【記事内容】

一度は解散しながら3月に再始動した「新全国犯罪被害者の会（新あすの会）」代表幹事の岡村勲弁護士（93）が、東京都内で産経新聞の取材に応じたもの。70歳で立ち上げた前身の団体は、公判への参加制度創設など被害者の権利向上に大きく貢献した。再び動き出したのは、遺族や被害者が安心できる補償制度を実現させるためだ。…

G 2022年9月6日付 産経新聞 特集記事『再考 犯罪被害者』より

【記事内容】

・「犯人を追い詰める」。小林賢二さん（76）は、26年歳月、その思いを抱いて生きてきた。平成8年9月、次女の小林順子さん＝当時（21）＝を殺害され、大切な自宅を全焼させた犯人は今も闇に消えたまま。怒りをぶつける相手さえいない苦しみにもがき続けている。…

カ 学習のまとめ

・授業の最後に振り返りを書く。

令和2年度実施（現高校3年）はワークシートに記入。質問は2つ。

令和4年度実施（現高校1年）はGoogleフォームを使用。質問は3つ。

・まとめの質問項目（②・③が両年度共通）

特に本実践では令和4年度に実施した質問①について考えさせることに意義があると考えた。

質問①刑事裁判では加害者と被害者が存在します。配布した資料からも分かるように、被害者を救済していくためには多くの課題が存在します。どのような課題があり、どのような対応をしていくべきかあなたの考えをできるだけ具体的に記述してください。(複数記述可)

質問②模擬裁判を見て、実際に判決を考えました。その際に公正な判断に基づいて判決を出すためには、どのようなことが必要だと考えますか。そのように考えた理由とともに書きなさい。

質問③模擬裁判を見て、あなたが考えたこと、難しかったところ、感想、役者をしてくれた人はその感想なども記述してください。

今回は、紙幅の関係上、まとめの質問項目②・③は割愛し、①の内容についてのみ記述する。
⑦質問①の生徒の記述結果

生徒がどのような課題意識を持ち、今後どのように対応すべきかを、生徒の記述をもとにまとめた。

〔課題〕

- (1) (生活) 補償が少ない⑨ [29名が回答、以下同様]、被害状況によって国の補償金額に差がある③→加害者へは税金を使っている(加害者の人権は守られている)⑦
- (2) 家族(被害者)の精神的・経済的におかれた厳しい状況⑨
- (3) 罪が軽い(被害者の思いが通っていない、被害者の精神的な苦痛をくみ取るのに見合った刑罰となっていない)⑩
- (4) 遺族への加害者による賠償金支払いが滞る⑧、逃げる(死亡)⑥、賠償金請求の仕方②
- (5) 報道被害・誹謗中傷⑥
- (6) 法に注目した記述
 - ・法の対応ができていない(時効の有無)③
 - ・故意の有無判断によって被害者が不利になる③
 - ・法の適用が難しい(過失致死傷と危険運転)②
 - ・法が被害者に寄り添っていない③
 - ・罰する時の基準が抽象的①
 - ・危険運転致死罪の適用に警察が慎重になりすぎ①
 - ・過失の扱いについて司法と国民の価値観が違う①
 - ・罪刑法定主義について良い面と悪い面がある①
- (7) お金だけでは解決できない①, 判断を急いではだめ①

〔対応〕

- (1) 国の補償の充実(増やす, 継続的, 被害者の実態に合わせた, 法律をつくって, 加害者にかかる費用以上

に被害者へ、裁判費用の一部負担)⑧

(2) 被害者の意見を聞いたり、言えるようにする⑩, 心のケア③, よりそう制度づくり①, 他の事件と比較して欠点の改善①, 遺族の権利を守る②

(3) 加害者の賠償制度をしっかりとする⑩, ルール化する(必ず支払うといったことは守らせる)①

(4) 法の整備(実態に見合った法へ, 改正も含めて)⑩, 法の意義を考えて積極的に運用を①, 加害者に罪をしっかりと償わせるよう法改正③, もっと声をあげて法改正へ①, 時効の関係②, 当時の判断に不足があった場合は改めて現

行のルールを適用させるべき①

(5) 被害者への誹謗中傷の防止(法制定)④, 報道の必要性を考える(精神的ダメージをあたえる)①, 世論にふりまわされない①

(6) 裁判員制度をもっと使う③, 裁判員が法制定へ向けて提言ができるようにする①, 被害者家族が求めたら実施する①,

(7) 海外の法律も参考に①, 犯罪の数を減らす対策を①, 組織をつくって被害者の権利を向上させる①

模擬裁判と新聞記事を活用することの関連性と意義を図示したものが、図2である。今までの判決作成で終わっていた模擬裁判を、判決後に被害者がどのような生活を、どのような気持ちで送っているのか、にまで焦点をあてることで、より具体的に自分事として、安心安全な社会をめざす国民として共通の価値観形成に繋がられるのではないだろうか。

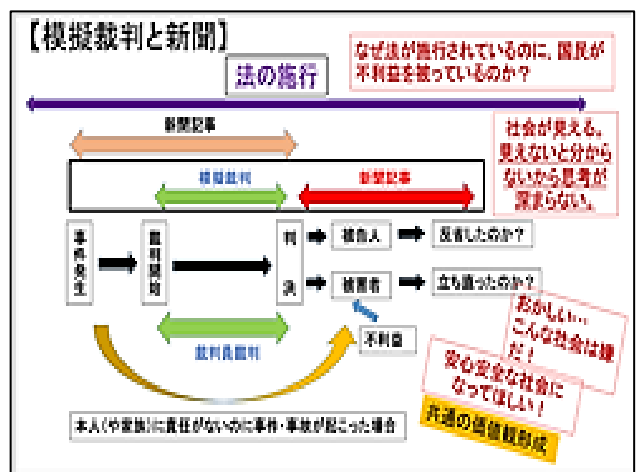


図2 模擬裁判と新聞記事の関連性と意義

また、模擬裁判とNIEの関係を整理し、まとめたものが図3である。

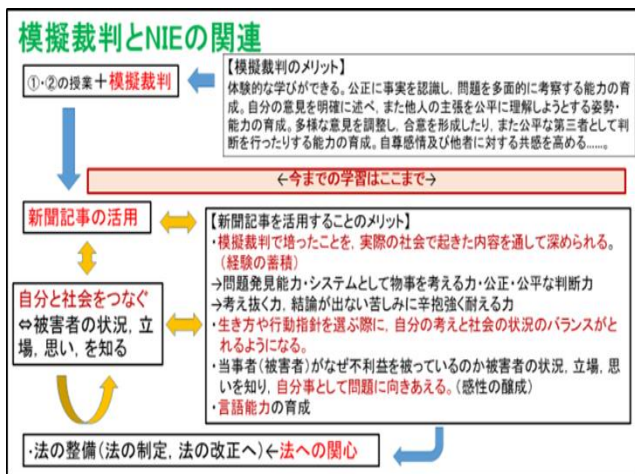


図3 模擬裁判とNIEとの関連

なお、本実践の最後に、裁判員裁判に参加したいか聞いてみた。質問の仕方に違いがあり、単純に比較はできないが、以下のような結果となった。

○令和2年度実施(現高校3年)〔新聞記事の活用はしていない〕
・参加したい：52% ・参加したくない：48%
○令和4年度実施(現高校1年)〔新聞記事を活用した〕
・参加したい・どちらかといえば参加したい：72%
・どちらでもない：13%
・どちらかといえば参加したくない・参加したくない：15%

④成果と課題

〈成果〉

- ア 模擬裁判を通して、みんなとともに自分らしく生きることのできる社会を構築・維持するために、法がいかなる役割を果たし、また果たすべきなのか、法教育を通じて育成されるべき4つの資質・能力⁹⁾を意識しつつ考えることができた。
- イ 模擬裁判を通して司法制度の機能を考えた。生徒たちは、よりよい社会を創るために、事実に向き合いながら、公正な判断に基づいて判決を出すことの難しさに戸惑いつつも、粘り強く追究し、様々な価値や意見の対立を乗り越えようとしていた。
- ウ 新聞記事を活用することで、模擬裁判で培った事実を把握する力、合理的に判断する力、他者と交流することで複眼的に思考する力を活用して、実際の世の中で起こっ

た事例から問題の所在をつかみ、自分事として課題を見つけ、その対応策を考えることで、法の背景にある正義や公平などの価値観に迫ることができた。

- エ 現実の社会事象を考えることを通して法的思考経験を蓄積することができた。また、授業後の裁判員裁判への参加希望アンケートの結果から、社会への参画意識を培うことができた。

〈課題〉

- ア 授業時間と授業内容のバランスを総合的に考えて指導計画を立てなければならない(どれだけの授業時数を法教育に使うべきか、使えるのか悩ましい)。
- イ 授業構成上、扱った新聞記事の量や内容、活用方法について、更に精選していく必要がある。
- ウ 法教育、中でも裁判に関して丁寧に取材し人間模様がわかりやすくまとめられ、なおかつ関連する法についての具体的な記述がある新聞記事、つまり読みごたえのある新聞記事が少ないので、情報収集が厳しい。

5. おわりに 小括として

本研究の目的は、国際的視野に立った意思決定のできる国際市民の育成をめざす社会科授業を開発・実践し、その効果を検証することであった。国際市民の定義として「リーダーシップの基礎理解」、「倫理性・市民性」「自己理解」「専門知識・スキル」の4つを兼ね備えた姿を目指し、今回は特に、法教育に重点を置いて実践の整理を行った。特に、法教育を通して育成されるべき資質・能力を規準にして、本実践を整理すると、①「公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力」については、小学校・中学校においてどちらも模擬裁判を行うことによって、多面的に、多角的に物事をみる重要性を実感できた。また、②「自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力」については、小学校では、被告人や証人からの証言のみを証拠として、話し合いを行ったため、自分の感覚的な意見が出やすく、公平な判決としては、難しさがあつたと考察できる。しかし、中学校では、新聞記事の記述を根拠に実際にあった事件をもとに話し合いを行ったため、非常に現実的で切実感のある話し

合いとなった。そして、③「多様な意見を調整し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力」については、中学校の実践において、非常に効果的であったと考察できる。新聞記事という客観的な記述を介することによって、俯瞰的にものごとを捉えることができた。このような俯瞰的にものごとを捉える時に、国際社会でおこる問題に広げていくことによって、国際的視野に立って日本の置かれている状況を俯瞰的に把握し、その上で、意思決定を行い、主体的に政治にかかわることができる「国際市民」を育成することができると思われる。最後に、④自尊感情及び他者に対する共感であるが、小学校でも中学校でも、日頃の学習環境や子供理解を含めた授業づくりによって、子供一人一人の自尊感情を高め、他者への共感力を養っていく必要がある。

今後の展望としては、さらに国際的な視野に立った事例を扱うことも必要であり、俯瞰的にものごとを見ることができるようにする。一方では、身近に起こる問題を客観的にルール・きまりを基にしながら自分たちで解決できるようにするなどの倫理性・市民性を意識しながら、国際市民としての素地を養っていく必要がある。本学校園小・中学校社会科部は、以下の5つを念頭においた授業改善を行っていくこととする。

1. 考える習慣の形成を目指す授業となっているか
2. 価値をめぐる言語力の育成を目指す授業となっているか
3. 社会参画力を身につける授業となっているか
4. 人間の尊厳さを保障する授業となっているか
5. 裁判員制度の教育だけではない授業を充実させようとしているか

註

- 1) 高雨・桑原敏典 (2021) 「グローバル・リーダー育成のためのシティズンシップ教育の方法に関する研究—日本のSHIの実践に着目して—」『岡山大学教師教育開発センター紀要』第11号, pp. 123-124.
- 2) 大村敦志・土井真一 (2009) 『法教育がめざ

すもの—その実践に向けて』, 商事法務 p. 11, 17.

- 3) 加藤一郎 (1991) 「リーガル・マインドについて—法的なものの考え方—」, 法学教室 133号, pp. 27-36.
- 4) 斎藤文男 (2021) 『多数決は民主主義のルールか?』花伝社, pp. 78-81.
- 5) 上條晴夫・江間史明 (2005) 『ワークショップ型授業で社会科が変わる中学校』, 図書文化, pp. 143-154.
- 6) 令和5年8月18日付朝日新聞「知的好奇心の扉親子で開いて」より.
- 7) 令和4年9月7日付, 令和5年1月25日付, 1月27日付, 1月28日付, 産経新聞特集記事「再考犯罪被害者」より.
- 8) 令和5年8月18日付朝日新聞「朝日新聞「メディアと倫理委員会」マスメディア持続可能性を探る」より.
- 9) 前掲書2)を参照.

参考文献

- 大村敦志 (2010) 『法と教育 序説』商事法務.
 川瀬和也 (2022) 『ヘーゲル哲学に学ぶ考え抜く力』光文社新書.
 関東弁護士会連合会 (2011) 『これからの法教育さらなる普及に向けて』現代人文社.
 坂井豊貴 (2015) 『多数決を疑う 社会的選択理論とは何か』, 岩波新書.
 東京大学法科大学院・出張教室 (2008) 『ロースクール生が, 出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業』商事法務.
 中平一義 (2020) 『法教育の理論と実践』現代人文社.
 橋本康弘・野坂佳生 (2006) 『“法”を教える身近な題材で基礎基本を授業する』, 明治図書.
 山本聡 (2014) 『法学のおもしろさ 法の起源から人権まで [改訂版]』北樹出版.
 法と市民をつなぐ弁護士の会 (2014) 『裁判例を活用した法教育実践ガイドブック』民事法研究会.
 文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編』東洋館出版.
 文部科学省 (2018) 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編』東洋館出版.